

別紙

諮問第1813号

答 申

1 審査会の結論

本件不開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「下記建築物の建築計画概要書並びに付近見取図及び配置図 地番：〇〇区〇〇、建築主名：〇〇、建築確認番号：〇〇、確認済証発行年月日：S57/〇/〇」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和6年11月20日付けで行った不存在を理由とする本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

平成10年度以前に確認申請のあった建築計画概要書については、廃棄済みであり、存在しないとして、本件不開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和7年1月28日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年3月28日に実施機関から理由説明書を収受し、令和8年1月26日（第264回第一部会）及び同年2月24日（第265回第一部会）の2回、審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 建築計画概要書について

(ア) 建築計画概要書、付近見取図及び配置図について

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）6条及び6条の2は、建築主が特定の建築物を建築しようとする場合等においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事等又は法77条の18から77条の21により指定を受けた指定確認検査機関の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない旨規定している。

建築計画概要書は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）1条の3第1項において、確認の申請書に含まれる書類として規定されており、建築物の概要や建築確認、完了検査等の記録が記載されるものである。また、付近見取図及び配置図は、建築計画概要書の一部を構成するものであり、その保存及び管理については、建築計画概要書と一体としてなされているものである。

(イ) 建築計画概要書の閲覧制度

法93条の2は、特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分等に関する書類のうち、国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令に基づき、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならない旨規定している。建築計画概要書は、規則11条の3第1項において、法93条の2の国土交通省令で定める書類として規定され、規則11条の3第2項において、その閲覧期間は、当該建築物が滅失し、又は除却されるまでとされている。なお、閲覧期間に関する規定は平成11年度法改正に伴い定められたものであり、平成11年度の法改正前は、同法及びその関連規定に閲覧期間に関する規定はなかった。

イ 本件不開示決定の妥当性について

実施機関は、平成10年度以前に確認申請のあった案件の建築計画概要書は廃棄済みであり、存在しないため、本件不開示決定を行ったと説明する。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、現行の規定においては、建築計画概要書の閲覧期間は、前記ア（イ）のとおり、当該建築物が滅失し、又は除却されるまでと定められていることから、実施機関は、当該期間、建築計画概要書を常時利用する必要がある文書として保有し、建築物の滅失又は除却後は、1年間保存した後、廃棄しているとのことであった。一方、平成11年度の法改正前は閲覧期間の規定がなく、各自治体の判断に委ねられていたため、実施機関では、建築計画概要書を当時の保存期間満了後に廃棄しており、平成11年度法改正前のものである本件請求文書は、廃棄済みであり存在しないと説明する。なお、当時の保存期間及び廃棄方法が分かる書類は、相当期間が経過していることから確認できないとのことであった。

審査会が検討するに、実施機関のホームページにおいて、平成10年度以前の建築計画概要書は保存年限経過により廃棄済みであり存在しない旨が公にされていることが認められ、また、本件請求文書は昭和57年に建築確認が行われた建築物に係るものであることを踏まえると、本件請求文書について、廃棄済みであり現に存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点があるとは認められないことから、不存在を理由とする本件不開示決定は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

倉吉 敬、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環